

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	後期高齢者医療事業			事業コード	2070
所属コード	043500	課等名	健康保険課	係名	高齢者医療係
課長名	高橋 邦夫	担当者名	宮 光彦	内線番号	3128
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	暮らしを支える制度の充実と自立支援	コード	5
	基本事業	経済的自立の促進	コード	1
予算費目名	一般会計	3 款 1 項 3 目	後期高齢者医療健診事業（017-01）	
	一般会計	3 款 1 項 3 目	後期高齢者医療療養給付費負担金（018-01）	
	一般会計	3 款 1 項 3 目	後期高齢者医療広域連合分担金（019-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	1 款 1 項 1 目	一般管理事務（001-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	1 款 2 項 1 目	徴収事務（001-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	2 款 1 項 1 目	後期高齢者医療広域連合納付金（001-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	3 款 1 項 1 目	保険料還付金（001-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	3 款 1 項 2 目	還付加算金（001-01）	
	後期高齢者医療費特別会計	4 款 1 項 1 目	予備費（001-01）	
特記事項	総合計画主要事業			
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰越 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 20 年度
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律			

(2) 事務事業の概要

申請、届出等の受付事務や各種証書の引渡し、保険料の徴収などの事務を行った。また、岩手県後期高齢者医療広域連合と共同で後期高齢者の健診事業を実施した。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

従来の老人保健制度では、現役世代と高齢者の費用負担の関係が明確でなく、また、給付を行う市町村と財源を拠出金を負担する保険者との財政運営上の責任が不明確である等の問題点が指摘されてきた。これらの問題点を解消するため、平成 18 年に健康保険法等の一部改正により、75 歳以上の高齢者を被保険者とし、保険料として一定の負担を求めるとともに、都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合を運営主体とする新たな医療制度として後期高齢者医療制度が創設された。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

後期高齢者医療制度の廃止・見直しについて、平成 24 年度の通常国会に法案が提出される予定となっているが、法案提出の前提条件である関係者の合意を得ることが困難な状況にあり、この制度を巡る情勢が不透明感を増している。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が、何が対象か)

75 歳以上の高齢者 (65 歳以上 75 歳未満の一定の障害がある高齢者を含む。)

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 75 歳以上の高齢者等	人	32,606	33,559	35,091	34,559	36,340
B						
C						

(3) 23 年度に実施した主な活動・手順

- ・ 申請書、届出書の受付
- ・ 後期高齢者医療被保険者証の引渡し
- ・ 市広報による制度の周知
- ・ 保険料の徴収
- ・ 保険料の特別徴収の依頼
- ・ 後期高齢者健診等の実施
- ・ 後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金、広域連合分担金の支出

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 窓口取扱件数	件	19,321	19,710	18,000	23,129	23,500
B 保険料徴収件数	件	200,380	205,770	213,465	212,454	223,900
C 後期高齢者健診等受診者数	人	7,597	8,840	9,396	10,297	10,500

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

国民皆保険を堅持し、将来にわたって持続可能な制度運営に資する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 収納率(現年度分)	■上げる □下げる □維持	%	99.22	99.23	99.25	99.23	99.25
B 収納率(滞納繰越分)	■上げる □下げる □維持	%	57.40	49.40	57.40	45.32	49.40
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	256,322	269,726	192,279	280,237
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	4,333,511	4,433,737	4,616,024	4,479,044
	⑤その他(広域連合補助金)	千円	34,193	40,726	63,818	68,847
	A 小計 ①～⑤	千円	4,624,026	4,744,189	4,809,121	4,846,128
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	16,480	16,500	17,950	16,782
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	65,920	66,000	71,800	67,128
計	トータルコスト A+B	千円	4,689,946	4,810,189	4,880,921	4,913,256
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

後期高齢者等に対する適切な医療給付等を行うための事業であり、暮らしを支える制度の充実に資するものであることから、結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務である。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

徴収体制を整備し、きめ細やかな催告事務を実施するとともに、適時適切な滞納処分を実施することで収納率を向上させる余地がある。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき事業を行っており、受益の機会は公平・公正である。

また、法令等の規定に基づき被保険者全てに保険料を賦課しているほか、低所得者に対する保険料の軽減措置も講じられており、受益者の費用負担についても公平・公正である。

(4) 効率性評価

高齢者の医療の確保に関する法律に定められた事業を実施するため必要最低限の事業費で行っており、事業費を削減する余地はない。

また、収納体制を整備・強化する観点から人件費を削減する余地もない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

保険料未納者に対する催告に早期に着手し、納め忘れ等による滞納の発生を防止するため、現在市税のみを対象としている盛岡市納税推進センターの活用を検討し、収納率の向上を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

平成 23 年度に開設された盛岡市納税推進センターは市税のみを対象に催告業務を受託していることから、保険料を業務の対象に加えることについて、関係各課等との調整が必要になる。

また、新たに催告業務を委託するため、それに対する費用が増加する。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

高齢者の医療制度として、20 年度に創設されたものであるが、制度が複雑なことから、今後も引き続きより分かりやすい説明と広報活動が必要である。

23 年度に組織の見直しにより、国保と後期高齢者医療制度が同じ課の事務となり、事務室も 24 年 1 月に合体したことから、窓口業務でも連携を取りながら対応するほか、収納対策においても連携をとり、効率的に進めていく必要がある。

また、短期被保険者証の活用については、納付相談や分納などにより広域連合とも調整を図りながら、削減に取り組む必要がある。

さらに、現在、国において高齢者医療制度の改革が検討されており、その動向を注視し、今後、対応する必要がある。